

さ情審査答申第132号
平成28年9月29日

さいたま市教育委員会
委員長 大谷 幸男 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上 純一

答 申 書

平成27年10月22日付けで貴委員会から受けた、「平成28年4月から平成24年9月までの原山小学校、向小学校、中尾小学校における、調理員の動静」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成27年7月29日付け教管教総第1324号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報のうち、不開示部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) まずは、平成20年に私が学区内に配置されたいきさつを知りたい。着任以前に中尾小学校の校長が、正規職員を切望したと証言しているが、それを理解するためには、臨時採用職員がどのくらいの期間働き、なぜ去って行ったかを知らなくてはならない。ある調理員の休職理由については、校長・栄養士が公言している。リハビリ勤務の失敗を、執拗に調理員の前で責めていた事実もあるし、私の病休の理由も、私の承認も得

ていないにもかかわらず、調理員の面前で校長が話をしていた。

- (2) 私が向小学校に再び戻った平成21年以降、退職するまでの期間も、職員の不調を聞いている。氏名はアルファベット表示で（個人が特定されないようにしたうえで）、調理員の病休理由の開示を希望する。
- (3) この開示は、個人のプライバシーを暴露したいわけではなく、中尾小学校と向小学校の職場の状況を知るためと理解していただきたい。例えば、以前に心身の不調を持った人が再び安心して復帰できる職場であったかなどということは、病休理由の開示なしでは理解できない。
- (4) 個人のプライバシーに考慮し、職員の動静を開示することは可能であると考える。審査請求人が着任する以前の中尾小学校の職員の動静及び失職するまでの両校の動静は、病休理由・退職理由の開示があつて、職場環境の判断ができるのである。職員名簿では意味を成さない。
- (5) 申立てには、全てを開示と書いたが、給料が幾らかや、住所などは開示を要求したわけではない。私が着任したときから退職するまでの各学校にどのような人の出入りがあつたかが知りたいのである。
- (6) 別に入手した、栄養士が書く給食日誌と調理員が書く作業日誌に、勤務状況をと書くところがあるが、そこに書いてある氏名が今回開示された臨時職員個人台帳にない人もいるため、誰が休んで誰が来た、そのかわりに誰が来たという情報を求めるのである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 職員の動静を記録した文書について、対象期間の正規職員については職員録を、臨時職員については地方公務員法第22条第2項に基づく臨時的任用職員がいつ、どこで、何の理由により就労したか等を管理するために作成する臨時職員個人台帳を特定し開示した。職員録のうち浦和市職員録については職員の自宅住所及び電話番号が記載されているため、条例第7条第2号の規定に基づき不開示とした。また、臨時職員個人台帳についても、生年月日、現住所、電話番号、退職金の額、任用理由及び退職理由については個人のプライバシーを害するおそれのある情報と判断し、条例第7条第2号に該当するため不開示とした。
- 2 なお、請求内容にある誰が、病欠・病休等をしたか、またその理由、その病欠員に誰が代替勤務したか等の記録のうち、病気休暇取得に関する情報は、条例第7条第2号に該当する不開示情報である特定の個人の心身の状況に関する情報であり、その存否を明らかにするだけで当該職員が病気休暇を取得したか否かという情報の有無が明らかになると判断し、条例第10条に該

当するため存否応答拒否により本件処分を行った。また、病欠員に誰が代替勤務したか等の記録については、行政情報一部開示決定通知書にも記載のとおり、病気休暇の有無に関わらず作成の必要がないため作成しておらず、実施機関において存在していないことから、文書不存在を理由として不開示とした。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、特定された市内小学校における一定の期間の旧浦和市及びさいたま市の調理員の動静に係る情報である。実施機関は、正規職員については職員録、臨時職員については臨時職員個人台帳により所与の期間の情報を特定し、開示を行った。開示に当たっては正規職員においては職員録のうち住所、電話番号、また臨時職員においては臨時職員個人台帳のうち生年月日、現住所、電話番号、退職金、勤務状況のうち任用理由及び退職理由について、条例第7条第2号の規定に該当するとして不開示とした。さらに、病気休暇取得に関する情報は心身の状況に関する情報であり、当該情報の存否を答えるだけで個人の病気休暇取得の有無を開示することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第10条の規定により不開示とした。また、病欠員に対し誰が代替勤務したか等の記録については、職員が職務上作成しておらず不存在とした。本件審査請求は、以上の実施機関が行った一部開示決定に対して、「開示されなかったところ全てを開示してほしい。重要なところが不開示であった為」との趣旨及び理由でなされたものである。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は調理員の動静について所与の期間の職員録及び臨時職員個人台帳を特定し、条例第7条第2号の規定に該当する情報、条例第10条の規定に基づく情報の存否応答拒否による不開示及び不存在の情報を除き開示したものであり、本件処分は妥当である。

なお、審査請求人は職員録及び臨時職員個人台帳を行政情報として特定したことに、当該情報では調理員の動静を知るには不十分で、開示請求は別の情報の開示を求めたものであり、給食日誌、作業日誌、作業工程表及び動線図（以下「給食日誌等」という。）がそれであると、当審査会で設けた意見陳述の場で述べた。実施機関では、これらの情報が審査請求人の求める情報であることは不知であり、所要の職員録及び臨時職員個人台帳を特定し開示したものである。実施機関が情報を特定するに当たって、情報開示請求の受付窓口においても審査請求人の考える給食日誌等が求める情報であると推

察できる特段の状況はなかった。

以上の内容を考察すると、実施機関が、審査請求人が求める情報を、調理員の動静が分かるものとして職員録及び臨時職員個人台帳を特定したことが不適切であったとは考えられないが、審査請求人は意見陳述の場で給食日誌等の情報開示を求めた。当審査会での聴き取りにより、給食日誌等の情報は調理場での調理当日の現場記録、作業事故防止などのため作成されるものであることが明らかになり、実施機関もこれらの情報が存在することを認めている。さらに、実施機関は、これら給食日誌等について、条例第7条第2号の規定による不開示とすべき情報等を除いて開示することに問題はないと陳述している。

結論として、実施機関として審査請求人による情報開示請求に係る情報の特定に不適切はなく、かつ適正な開示がなされたことから、本件処分は妥当である。また、審査の過程で明らかになった給食日誌等の情報については、本来であれば、それらの行政情報の名称をもって、再度、審査請求人による情報開示請求により開示されることとなる。しかしながら、実施機関は開示できる情報の存在が明らかになったことから、改めて情報開示請求によることなく情報提供で対応できるとの考えであり、審査会としては、このことについては審査請求人及び実施機関の間での適宜な対応に委ねるものである。

3 以上の次第であるから、本件審査請求に理由がないので、当審査会は第1の通り答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年10月22日	諮問の受理（諮問第398号）
②	同 年 11月 2日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 11月19日	審議
④	同 年 11月24日	審査請求人から意見書を受理
⑤	平成28年 4月21日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 5月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑦	同 年 6月16日	審議
⑧	同 年 9月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)